

## スマート農林水産業実装チャレンジ事業実施要領

制定	令和元年5月20日元流通第207号農林水産部長通知
改正	令和2年4月6日2流通第125号農林水産部長通知
改正	令和3年3月16日3流通第77号農林水産部長通知
改正	令和3年12月24日3流通第417号農林水産部長通知
改正	令和7年5月14日7流通第204号農林水産部長通知

### 第1 趣旨

本事業は、過疎高齢化による農林水産業の担い手減少に対応するため、A I・ICT（情報通信技術）等先端技術（以下「スマート技術」という。）の生産現場への実装を加速化し、作業性と品質・生産性を向上することで、府内農林水産業の成長産業化と魅力向上、農山漁村コミュニティの維持を目指す。

本事業の実施については、農業振興事業費補助金交付要綱（昭和35年京都府告示第928号。以下「補助金交付要綱」という。）及び補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### 第2 事業の内容

本事業の事業種目、事業実施主体、事業内容、補助対象経費、採択要件及び補助率については、別表1－1から1－4に掲げるとおりとする。

### 第3 事業の実施

#### 1 事業計画の申請

- (1) 事業実施主体は、スマート技術導入実施計画（別記第1号様式）を作成し市町村長に提出する。
- (2) 市町村長は、事業実施計画承認申請書（別記第2号様式）を作成し、管轄する京都府広域振興局長（京都市、向日市、長岡京市、及び乙訓郡大山崎町の場合は、知事。以下「広域振興局長等」という。）に事前協議の上、提出する。
- (3) 府内の2以上の市町村区域を対象にした事業を計画する事業実施主体にあっては、上記(1)、(2)に関わらず、事業実施計画承認申請書（別記第2号様式）を作成の上、主たる実施地域を管轄する広域振興局長等に事前協議の上、提出することができる。

#### 2 実施計画の承認

知事は、提出のあった実施計画を審査し、その内容が適当と認められたときは、市町村長又は事業実施主体に対して別記第3号様式により実施計画の承認を通知する。

なお、補助金の割当内示は実施計画の承認をもってこれに代える。

#### 3 実施計画の変更

実施計画の変更については、上記1の(1)～(3)の規定を準用する。

なお、この要領に基づき実施計画の変更承認を要するものは補助金交付要綱第2条の変更の欄に掲げるものとする。

#### 4 交付申請

- (1) 市町村長は補助金交付要綱第3条に基づく補助金交付申請書を広域振興局長等に提出する。ただし第3の1の(3)の規定により事業実施計画承認申請書を広域振興局長等に提出した事業実施主体にあっては、管轄する広域振興局長等に補助金交付申請書を提出する。
- (2) 補助金交付要綱別記第1号様式の記の2の別に定める様式については、別記第2号様式別紙のとおりとする。

## 第4 事業に係る報告

### 1 着手届及び完了届

(1) 事業実施主体は交付決定を受けた後に事業に着手し、着手したときは着手届（別記第4号様式）を、事業完了したときは完了届（別記第5号様式）を、第3の1に準じて提出する。  
ただし、実施計画の承認後、やむを得ず交付決定前に着手する必要が生じた場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ広域振興局長等及び市町村長の適正な指導・助言を受けた上で、理由を明記した交付決定前着手届（別記第6号様式）を、第3の1に準じて提出するものとする。

(2) 市町村長は、着手届を受理した日から10日以内に別記第4号様式による着手届を、交付決定前着手届を受理した日から10日以内に別記第6号様式による交付決定前着手届を、完了届を受理したときは、完了検査を実施し事業が適正に行われたことを確認した上で受理した日から10日以内に別記第5号様式による完了届を、管轄する広域振興局長等に提出する。

(3) (1)のただし書きにより交付決定前に着手する場合、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの負担とすることを了承の上、行うものとする。

### 2 実績報告

(1) 市町村長は、事業完了後速やかに補助金交付要綱第5条に基づく、補助金実績報告書を管轄する広域振興局長等に提出する。

(2) 第3の1の(3)の規定により実施計画書を広域振興局長等に提出した事業実施主体にあっては、上記(1)に関わらず、補助金実績報告書を管轄する広域振興局長等に提出する。

### 3 利用状況等の報告

(1) 事業実施主体は、別記第7号様式により定める期間の間、当該年度の機械・設備利用状況等について、翌年度4月20日までに第3の1の規定に準じて別記第7号様式により市町村長又は広域振興局長等に報告する。

(2) 市町村長が(1)の報告を受けたときは、報告があつてから10日以内に、別記第7号様式により管轄する広域振興局長等あて提出する。

## 第5 助成

府は本事業の実施に係る必要な経費について、予算の範囲内において補助するものとする。

## 第6 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和元年度分の事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和2年4月6日から施行し、令和2年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年12月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

### 附 則

この要領は、令和7年5月14日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表1－1（第2関係）【農業】

事業種目	スマート技術導入・活用による経営向上支援			
事業実施主体	<p>京都府内に主たる経営基盤を持つ次に掲げるもの。</p> <p>ただし、過去にこの要領による補助金の交付を受けたことがあるものについては、当該年度の事業において事業計画を80%以上達成していたことを要件とし、（1）及び（3）に掲げるものにあっては、事業実施地域の地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において定められた地域内の農業を担うもの一覧に掲げられるもの又は事業採択年度内に当該一覧に掲げられると見込まれるものであることとする。なお、（1）に掲げる団体について、その構成員の一部が地域計画に位置付けられている場合においても、本事業の対象とする。</p> <p>（1）3戸以上の農業者等で組織する団体（代表者及び組織、運営等についての定めがあること。）            （2）市町村、全国農業協同組合連合会京都府本部、農業協同組合及び農業公社            （3）個別経営体（認定農業者等）</p>			
事業内容	農作物生産の作業性・生産効率向上に必要なスマート技術（機械及び設備）の導入			
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した農業用機械及び設備を導入する初期費用（通信費を除く）            但し、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、産地や農地、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。</li> <li>対象となる農業用機械及び設備等            別表2に掲げるもの</li> <li>総事業費が300千円以上であること</li> </ul>			
採択要件	<p>事業実施主体は次の要件を満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>A 土地利用型作物</p> <p>（1）水稻、麦類、大豆、小豆等の生産において、助成対象となる農業用機械及び設備を利用する作業を概ね10ha分以上実施しているか、導入後3年以内に10ha以上実施する計画を有していること。            (受託を含む)</p> </td><td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>B 土地利用型作物以外</p> <p>（1）京野菜、茶などの地域特産物（Aの品目を除く）を概ねハウス10a以上、露地30a以上生産していること。</p> </td></tr> </table> <p>（2）次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>（ア）スマート技術の導入を通じて3年後に1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減を実現すること。            (イ) 7年間経営規模の維持を図ること。</p> <p>（3）（一社）京都府農業会議の経営相談により、導入計画の妥当性や経営全体についての助言を受けること。</p>		<p>A 土地利用型作物</p> <p>（1）水稻、麦類、大豆、小豆等の生産において、助成対象となる農業用機械及び設備を利用する作業を概ね10ha分以上実施しているか、導入後3年以内に10ha以上実施する計画を有していること。            (受託を含む)</p>	<p>B 土地利用型作物以外</p> <p>（1）京野菜、茶などの地域特産物（Aの品目を除く）を概ねハウス10a以上、露地30a以上生産していること。</p>
<p>A 土地利用型作物</p> <p>（1）水稻、麦類、大豆、小豆等の生産において、助成対象となる農業用機械及び設備を利用する作業を概ね10ha分以上実施しているか、導入後3年以内に10ha以上実施する計画を有していること。            (受託を含む)</p>	<p>B 土地利用型作物以外</p> <p>（1）京野菜、茶などの地域特産物（Aの品目を除く）を概ねハウス10a以上、露地30a以上生産していること。</p>			

別表1－1（第2関係）【農業】

補助率	5／10以内 (個別経営体については 3／10以内)	4／10以内 (主な経営基盤が中山間地域※1に位置する場合 4. 5／10以内) (個別経営体については 3／10以内)
補助上限額	4000千円	

※1 特定農山村法第2条、過疎地域自立促進特別措置法第2条、山村振興法第7条、半島振興法第2条（以下「地域振興立法4法」という。）いずれかの指定地域

別表1－2（第2関係）【畜産業】

事業種目	スマート技術導入・活用による経営向上支援
事業実施主体	<p>京都府内に主たる経営基盤を持つ次に掲げるもの。</p> <p>ただし、過去にこの要領による補助金の交付を受けたことがあるものについては、当該年度の事業において事業計画を80%以上達成していたことを要件とし、（1）及び（3）に掲げるものにあっては、事業実施地域の地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）において定められた地域内の農業を担うもの一覧に掲げられるもの又は事業採択年度内に当該一覧に掲げられると見込まれるものであることとする。なお、（1）に掲げる団体について、その構成員の一部が地域計画に位置付けられている場合においても、本事業の対象とする。</p> <p>（1）3戸以上の農業者等で組織する団体（代表者及び組織、運営等についての定めがあること。）            （2）市町村、全国農業協同組合連合会京都府本部、農業協同組合及び農業公社            （3）個別経営体（認定農業者等）</p>
事業内容	畜産物生産の作業性・生産効率向上に必要なスマート技術（機械及び設備）の導入
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した機械及び設備を導入する初期費用（通信費を除く）            但し、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、産地や農地、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。</li> <li>対象となる機械及び設備等            別表2に掲げるもの</li> <li>総事業費が300千円以上であること</li> </ul>
採択要件	<p>事業実施主体は次の要件を満たすこと。</p> <p>（1）スマート技術の導入を通じた単収・単価の向上、省力化に伴う規模拡大等により、以下の①及び②を満たすこと。</p> <p>①3年後に1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減を実現すること。            ②導入に要する自己負担額を上回る生産額増加効果又はコスト削減効果が見込めること。            （生産額増加額又はコスト削減額 &gt; 事業費 × (1 - 補助率) ÷ 耐用年数）</p> <p>（2）（一社）京都府農業会議又は京都府農林水産技術センター畜産センターの経営相談により、導入計画の妥当性や経営全体についての助言を受けること。</p>

別表1－2（第2関係）【畜産業】

補助率	4／10以内 (主な経営基盤が中山間地域※1に位置する場合 4.5／10以内) (個別経営体については 3／10以内)
補助上限額	4000千円

※1 地域振興立法4法いずれかの指定地域

別表1－3（第2関係）【林業】

事業種目	スマート技術導入・活用による経営向上支援
事業実施主体	<p>事業実施主体は、京都府内に主たる経営基盤を持つ次に掲げるもの 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林組合以外の林業経営体※1、地域材を利用する法人、林業種苗法に基づく生産事業の登録を受けた者及びその登録を受ける見込みの者</p> <p>※1 森林経営管理法（平成30年法律第35号）の規定による経営管理実施権の設定を受けることができるものとして、知事が別に定めるところにより登録を受けた者、又は林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条により「改善措置についての計画」を作成し、知事の認定を受けた者に限る</p>
事業内容	林産物生産の作業性・生産効率向上に必要なスマート技術（機械及び設備）の導入
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した林業機械及び設備を導入する初期費用（通信費を除く） 但し、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、地域や山林、集落コミュニティの維持につながる取組に限る。</li> <li>対象となる林業機械及び設備等 別表2に掲げるもの</li> <li>総事業費が300千円以上であること</li> </ul>
採択要件	<p>事業実施主体は次の要件を満たすこと。</p> <p>(1) スマート技術の導入を通じた効率化により、3年後に以下のいずれかを実現すること。</p> <p>①1割以上の生産額増加※2又は1割以上の再造林面積の増加 ②2割以上のコスト削減</p> <p>※2 作業受託及び加工による生産・利用額を含む</p> <p>(2) (一社) 京都府農業会議又は京都府農林水産技術センター森林技術センターから、導入計画の妥当性や経営全体についての助言を受けること。</p>

別表1－3（第2関係）【林業】

補助率	4／10以内 (主な経営基盤が中山間地域※3に位置する場合 4.5／10以内) (個別経営体については 3／10以内)
補助上限額	4000千円

※3 地域振興立法4法いずれかの指定地域

別表1－4（第2関係）【水産業】

事業種目	スマート技術導入・活用による経営向上支援
事業実施主体	<p>事業実施主体は、京都府内に主たる経営基盤を持つ次に掲げるもの</p> <p>(1) 3者以上の漁業者等が組織する団体、漁業生産組合、地元漁業者により構成される漁民会社（代表者及び組織、運営等についての定めがあること。）</p> <p>(2) 市町村、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、（公財）京都府水産振興事業団</p> <p>(3) 個別経営体（認定漁業者、京都府広域水産業再生委員会において「中核的漁業者」として認定された者）</p>
事業内容	水産業における生産活動の作業性・生産効率向上に必要なスマート技術（機械及び設備）の導入
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICT（情報通信技術）やロボット技術を活用した機械及び設備を導入する初期費用（通信費を除く） 但し、技術の導入・活用による経営の改善・向上・持続が可能で、産地や漁場、集落コミュニティの維持につながる取組に限る</li> <li>・対象となる機械及び設備等 別表2に掲げるもの</li> <li>・総事業費が300千円以上であること</li> </ul>
採択要件	<p>事業実施主体は次の要件を満たすこと</p> <p>(1) スマート技術の導入を通じた効率化により、3年後に以下のいずれかを実現すること。</p> <p>①1割以上の生産額増加 ②2割以上のコスト削減</p> <p>(2) 京都府水産事務所の経営相談により、導入計画の妥当性や経営全体についての助言を受けること。</p>

補 助 率	4／10以内 (主な経営基盤が中山間地域※1に位置する場合 4.5／10以内) (個別経営体については 3／10以内)
補助上限額	4000千円

※1 地域振興立法4法いずれかの指定地域

別表2－1（第2関係）【農業】

補助対象となる機械・設備
<p>I C T（情報通信技術）、ロボット技術等の先端技術を活用する以下の機械及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) トラクター（自動運転・自動操舵※1）</li><li>(2) 田植機・直播機（自動運転・直進アシスト※1・可変施肥）</li><li>(3) コンバイン（自動運転、食味・収量センサー※1）</li><li>(4) 後付け型自動操舵装置※1</li><li>(5) ドローン（防除用、施肥用、センシング用）</li><li>(6) 敵感知機能付き茶乗用摘採機</li><li>(7) 自走式草刈機</li><li>(8) パワーアシストスツツ</li><li>(9) I o T等情報通信技術を活用した、センシング・モニタリングシステム及び給排水、施肥、温度管理システム（データ・情報の共有が可能であること）</li><li>(10) ほ場管理システム、経営管理システム、作業管理システム※2<ul style="list-style-type: none"><li>(1)～(9)を合理的に使用するため必要な場合に限る</li></ul></li><li>(11) その他知事が特に認めるもの</li></ul>

※1 自動操舵トラクター、直進アシスト田植機・直播機、食味・収量センサー、コンバイン及び(4)について、(10)と連動させてデータを活用するものに限る

※2 (10)について、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び農業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するもの

別表2－2（第2関係）【畜産業】

補助対象となる機械・設備
<p>I C T（情報通信技術）、ロボット技術等の先端技術を活用する以下の機械及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 搾乳ロボット</li><li>(2) 自動給餌システム（I C Tを活用するものに限る）</li><li>(3) 畜舎清掃（洗浄）ロボット</li><li>(4) 自動車輌消毒装置</li><li>(5) I o T等情報通信技術を活用した、センシング・モニタリングシステム（発情発見通報システム、疾病監視システムなど）</li><li>(6) 冷感家畜用ウェア</li><li>(7) パワーアシストスーツ</li><li>(8) 経営管理システム※<ul style="list-style-type: none"><li>(1)～(7)を合理的に使用するため必要な場合に限る</li></ul></li><li>(9) その他知事が特に認めるもの</li></ul> <p>※自給飼料生産に関する機械等については別表2－1に準じる</p>

※ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び畜産業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するもの

別表2－3（第2関係）【林業】

補助対象となる機械・設備
<p>I C T（情報通信技術）、ロボット技術等の先端技術を活用する以下の機械及び設備</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) ドローン（苗木運搬等林業用）</li><li>(2) 丸太検知システム（音声判別機能付き、画像判別機能付き）</li><li>(3) パワーアシストスツツ</li><li>(4) I o T等情報通信技術を活用した、センシング・モニタリングシステム及び給排水、施肥、温度管理システム（データ・情報の共有が可能であること）</li><li>(5) 経営管理システム※<ul style="list-style-type: none"><li>(1)～(4)を合理的に使用するため必要な場合に限る</li></ul></li><li>(6) その他知事が特に認めるもの</li></ul>

※ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び林業経営の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するもの

別表2－4（第2関係）【水産業】

補助対象となる機械・設備
<p>I C T（情報通信技術）、ロボット技術等の先端技術を活用する以下の機械及び設備</p> <p>（1） I o T等情報通信技術を活用した、水質自動観測装置及び漁場、養殖場監視システム (データ・情報の共有が可能であること)</p> <p>（2） I o T等情報通信技術を活用した、市場の電子入札のシステム等（データ・情報の 共有が可能であること）</p> <p>（3） ドローン(空中、水中)、パワーアシストスーツなどの生産性向上のためのもの</p> <p>（4） 位置情報を利用した遊漁者情報管理システム</p> <p>（5） 生産管理、経営管理システム※ （1）～（4）を合理的に使用するため必要な場合に限る</p> <p>（6） その他知事が特に認めるもの</p>

※ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク等の要素を組み合わせ、作業及び水産業経営  
の数値化・可視化を通じて事業者の意思決定を支援・効率化するもの

別記第1号様式（第3関係）

番号  
年月日

京都府知事又は市町村長様

事業実施主体の代表者

年度スマート技術導入実施計画承認申請書

スマート農林水産業実装チャレンジ事業実施要領第3の規定により、別紙のとおり実施計画を策定しましたので、承認を申請します。

## スマート農林水産業実装チャレンジ事業 事業実施計画書（又は実績報告書）

## スマート技術導入実施計画

## (1) 実施主体の概要

実施主体の名称	実施主体の活動範囲となる 地区名（集落名）	代表者名	構成員数	設立年月日
いずれかにチェック				
<input type="checkbox"/> 3戸以上の農業者等で組織する団体 <input type="checkbox"/> その他団体（ ） <input type="checkbox"/> 個別経営体 : <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定農業者に申請中 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
農業及び畜産業の実施主体は、いずれかにチェック				
<input type="checkbox"/> 地域計画において、地域内の農業を担う者一覧に掲げられている <input type="checkbox"/> 事業採択年度内に地域計画における地域内の農業を担う者一覧に掲げられる見込みがある				
経営内容（品目・規模（面積・頭数等）等）				

## (2) 事業内容

今回導入機械及び施設整備 に係る受益			事業内容				負担区分				備考 (注2)	
集落名	戸数	農地面積 等	機種名、型式、構造 能力、規格等	事業量	単価	事業費	補助対象 事業費	府補助金 (注1)	市町村費	自己資金	その他	
		a		基、台	円	円	円	円	円	円	円	

## 【記入注意】

1 千円未満の端数は切り捨てるこ

2 自己資金の調達方法を記入すること（預貯金、販売収入等。借入金の場合は、借入元を明記のこと）

(3) 事業導入効果の概要

1) 機械・設備の導入による具体的な効果

導入機械・設備等の名称	② 技術導入の目的、具体的な使用方法	② 技術の導入効果（労働強度、作業効率、精度等について記載）

2) 機械・設備の導入による改善計画

ア 土地利用型作物の場合

現　　況（　年）（注1）						
品　目	面　積 (a)	作業受託面積 (a)	利用権既設定面積 (a)	収　量 (kg)	生産額 (円)	経費（コスト） (円)
				(受託を除く)	(受託を含む)	
合　計						

計　　画（3年後）（注2）				
品　目	面　積 (a)	作業受託面積 (a)	利用権既設定面積 (a)	経営規模の維持又は1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画

イ その他作物の場合

現　　況 (　　年) (注1)					
品　目	経営規模 (面積・頭数等)	収　量 (kg等)	生産額 (円)	経費(コスト) (円)	所　得 (円)
合　計					

計　　画 (3年後) (注2)		
品　目	経営規模 (面積・頭数等)	(農業) 1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画 (畜産業・水産業) 1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画 (林業) 1割以上の生産額又は再造林面積の増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画

【記入注意】

- 現況は、事業実施年度の前年の栽培状況、収支状況を記入のこと  
収量・生産額は対象品目の実績値を記載  
経費・所得についても可能な限り対象品目の実績値を記載（部門別の切り分けが困難な場合に限り、経営全体の実績値を記載）
- 計画は、事業導入後3年後に生産額増加又はコスト削減等をどのように達成するか具体的に記載する  
単収の向上、栽培面積拡大、品目の拡大、加工販売など経営の多角化、栽培面積拡大、労働負担の軽減（時間、強度）等  
計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること

【添付書類】

〔実施計画書に添付する書類〕

- 導入機械の機種選定理由及び規模決定根拠
- 事業実施主体の規約等
- 導入機械の管理規程等
- 導入機械の利用計画
- 経営状況を示す資料（損益計算書、貸借対照表等）
- 収支計画
- 導入機械の利用範囲を示す位置図
- 導入機械のカタログ、設計図等（スマート技術の内容を示すもの）
- 参考見積書等事業費の参考としたもの

〔実績報告書に添付する書類〕

- 事業実施状況の写真
- 納品書、請求書、領収書の写し等支出の根拠資料

第2号様式（第3関係）

番号  
年月日

京都府知事 様

市町村長又は事業実施主体  
代表者 氏名

年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業計画承認申請書

スマート農林水産業実装チャレンジ事業実施要領第3の規定により、別紙のとおり実施計画を策定しましたので、承認を申請します。

別記第2号様式（第3関係） 別紙（農業振興事業費補助金交付要綱 別記第1号様式の記の2の様式）

スマート農林水産業実装チャレンジ事業 事業実施計画書（又は実績報告書）

実施主体名

1 実施事業の概要

関係市町村名	事業内容

関係集落名	対象品目区分	主な対象品目
	<input type="checkbox"/> 土地利用型作物 <input type="checkbox"/> その他作物	

導入する機械設備等の名称	導入予定年月日

2 事業実施地区の概要

ア 土地利用型作物の状況（対象品目区分で土地利用型作物を選択した場合に記入）

関係市町村、集落名等	農家戸数 (戸)	前年度の水田の状況		
		畦畔を除く 水田面積(a)	土地利用型作物の状況	
			作物名	作付面積(a)

イ 「その他作物」の状況（対象品目区分で「その他作物」を選択した場合に記入）

関係市町村名、集落名等	農業者数 林業者数 漁業者数 (戸)	前年度の対象品目の生産状況			地域振興立法4法等 指定状況
		対象品目	生産者数	面積(a)、頭数、等	
					<input type="checkbox"/> 指定あり <input type="checkbox"/> 指定なし

3 スマート技術導入実施計画

(1) 実施主体の概要

実施主体の名称	実施主体の活動範囲となる 地区名（集落名）	代表者名	構成員数	設立年月日
いずれかにチェック <input type="checkbox"/> 3戸以上の農業者等で組織する団体  <input type="checkbox"/> その他団体（ ）  <input type="checkbox"/> 個別経営体 : <input type="checkbox"/> 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定農業者に申請中 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 京力農場プランにおける中核担い手 <input type="checkbox"/> その他（ ） 農業及び畜産業の実施主体は、いずれかにチェック  <input type="checkbox"/> 地域計画において、地域内の農業を担う者一覧に掲げられている  <input type="checkbox"/> 事業採択年度内に地域計画における地域内の農業を担う者一覧に掲げられる見込みがある				
経営内容（品目・規模（面積・頭数等）等）				

(2) 事業内容

今回導入機械・設備整備 に係る受益			事業内容				負担区分				備考 (注2)	
集落名	戸数	農地面 積等	機種名、型式、構造 能力、規格等	事業量	単価	事業費	補助対象 事業費	府補助金 (注1)	市町村費	自己資金	その他	
		a		基、台	円		円	円	円	円	円	

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【記入注意】

- 1 千円未満の端数は切り捨てること
- 2 自己資金の調達方法を記入すること（預貯金、販売収入等。借入金の場合は、借入元を明記のこと）

（3）事業導入効果の概要

1) 機械・設備の導入による具体的な効果

導入機械・設備等の名称	① 技術導入の目的、具体的な使用方法	② 技術の導入効果（労働強度、作業効率、精度等について記載）

2) 機械・設備の導入による改善計画

ア 土地利用型作物の場合

現　　況（　年）（注1）						
品　目	面　積 (a)	作業受託面積 (a)	利　用　権　既　設　定　面　積　(a)	収　量 (kg)	生　産　額 (円)	経　費　(コ　ス　ト) (円)
				(受託を除く)	(受託を含む)	
合　計						

計　　画（3年後）（注2）				
品　目	面　積 (a)	作業受託面積 (a)	利　用　権　既　設　定　面　積　(a)	経営規模の維持又は1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画

イ その他作物の場合

現　　況（　　年）（注1）					
品　目	経営規模 (面積・頭数等)	収　量 (kg等)	生産額 (円)	経費（コスト） (円)	所　得 (円)
合　計					

計　　画（3年後）（注2）		
品　目	経営規模 (面積・頭数等)	(農業) 1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画 (畜産業・水産業) 1割以上の生産額増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画 (林業) 1割以上の生産額又は再造林面積の増加又は2割以上のコスト削減に向けた具体的な計画

【記入注意】

- 現況は、事業実施年度の前年の栽培状況、収支状況を記入のこと  
収量・生産額は対象品目の実績値を記載  
経費・所得についても可能な限り対象品目の実績値を記載（部門別の切り分けが困難な場合に限り、経営全体の実績値を記載）
- 計画は、事業導入後3年後に生産額増加又はコスト削減等をどのように達成するか具体的に記載する  
単収の向上、栽培面積拡大、品目の拡大、加工販売など経営の多角化、栽培面積拡大、労働負担の軽減（時間、強度）等  
計画値をどのように設定したか、算定方法及び根拠について詳細に記載すること

【添付書類】

〔実施計画書に添付する書類〕

- 導入機械の機種選定理由及び規模決定根拠
- 事業実施主体の規約等
- 導入機械の管理規程等
- 導入機械の利用計画
- 経営状況を示す資料（損益計算書、貸借対照表等）
- 収支計画
- 導入機械の利用範囲を示す位置図
- 導入機械のカタログ、設計図等（スマート技術の内容を示すもの）
- 参考見積書等事業費の参考としたもの

〔実績報告書に添付する書類〕

- 事業実施状況の写真
- 納品書、請求書、領収書の写し等支出の根拠資料

第3号様式（第3関係）

番号  
年月日

事業実施主体の代表者又は市町村長 様

京都府知事

年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業計画承認について  
（通知）

年月日付けスマート農林水産業実装チャレンジ事業計画承認の申請について、スマート農林水産業実装チャレンジ事業実施要領第3の規定に基づき承認する。

第4号様式（第4関係）

番  
年  
月  
号  
日

京都府知事又は市町村長様

市町村の長又は事業実施主体の代表者

年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業着手届

下記のとおり事業に着手しましたので報告します。

事業実施主体名			
事業量	(機械名称、台数等)		
施工箇所又は設置箇所			
着手年月日	年 月 日		
完了予定年月日	年 月 日		
施工方法	(請負施工、委託施工、売買の別)		
施工業者選定方法	(入札〔一般、指名〕、随意契約(見積合わせ)の別)		
契約先又は発注先	(業者名(代表者)、所在地)		
契約年月日又は発注年月日	年 月 日		
事業費	設計額(見積額)	円	
	契約額・発注額	円	

第5号様式（第4関係）

番号  
年月日

京都府知事又は市町村長様

市町村の長又は事業実施主体の代表者

年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業完了届

下記のとおり事業が完了したので報告します。

事業実施主体名			
事業量	(機械名称、台数等)		
施工箇所又は設置箇所			
着手年月日	年	月	日
完了年月日	年	月	日
施工方法	(請負施工、委託施工、売買の別)		
施工業者選定方法	(入札〔一般、指名〕、随意契約(見積合わせ)の別)		
契約先又は発注先	(業者名(代表者)、所在地)		
契約年月日又は発注年月日 (変更契約日・発注日)	年	月	日
事業費	設計額(見積額)	円	
	契約額・発注額(最終)	円	

第6号様式（第4関係）

番 号  
年 月 日

京都府知事又は市町村長様

市町村の長又は事業実施主体の代表者

年度スマート農林水産業実装チャレンジ事業交付決定前着手届

スマート農林水産業実装チャレンジ事業実施要領第4の1により、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとすること。
- 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更（事業の内容変更）を行わないこと。

事業実施主体名	
事業量	(機械名称、台数等)
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
事業費	円

理由

---

京都府知事又は市町村長様

市町村長又は事業実施主体の代表者

年度にスマート農林水産業実装チャレンジ事業で導入した  
機械・設備の利用状況及び経営状況に係る報告書

## 1 事業概要

事業実施主体	導入年月日	報告年数	導入機械・設備
		年目	

## 2 事業導入効果

導入年	品目	利用規模 (面積・頭数等)	収量 (kg等)	生産額 (円)	経費/コスト (円)	所得 (円)

※ 事業実施前年度の状況を記載すること

○年 実績	事業実施計画書にて設定した3年後の目標 ※いずれかにチェックすること □生産額増加 □コスト削減	計画 (円)	実績 (円)	達成率 (%)

報告 年数	品目	利用規模 (面積・頭数等)	利用頻度 時期等	利用効果
1年目				
2年目				
3年目				
4年目				
5年目				
6年目				
7年目				

## 【報告期間と記載必要事項】

事業実施から7年以上の経営規模維持を目指す。

ブロックローテーションや気象災害による影響がある場合は、利用効果の欄に特記のこと  
事業実施計画書に実施主体が設定した3年後の生産額増加又はコスト削減の目標を達成した場合  
は報告を終了